

認証された農産物は府の認証マーク及び栽培責任者を表示して出荷・販売する。

表示必須項目	
<p>① 認証マーク</p>	<p>② 栽培責任者</p> <p>栽培責任者 □□ □□ 住所 1) 大阪府〇〇市〇〇 TEL 2) (0123)-45-6789</p>

①, ②を一括表示する

消費者に栽培責任者名・連絡先が分かるように、出荷袋や出荷箱または売場等に併せて表示すること。

< 注意点 >

① 認証マーク

- ・ 認証区分に応じたマークを使用する。デザインは選択可能。



< 横 >



< 横・キャッチフレーズあり >



< 縦 >



< 縦・キャッチフレーズあり >

- ・ 余白欄（点線囲み部分）に、キャッチフレーズや市町村ブランド名等の記載可。但しその場合は、デザイン案をもって府の了解を得ること。



② 栽培責任者表示

- * 集団申請の場合は、集団名を栽培責任者と併記すること。
- * 1)については、番地は省略してもよい。
- * 2)については、FAX 番号・電子メールアドレスでもよい。

- * ビニタイなど表示できる面積が小さい場合は、「大阪エコ農産物」とするとともに、消費者が栽培責任者名・連絡先の情報を得られる表示とすること。
- * 単色による表示も可能とする。
- * 認証マークとあわせて、○○○産、△△○○野菜等を表記することができる。この場合、消費者等が優良誤認を招く恐れがないかなど、表記する文言が適切か、事前に府または市町村の所管部局に問い合わせること。
- * 「不使用」の認証マークについては、有機 J A S 農産物との違いを明確にするため、特別栽培農産物ガイドラインに則り、必ず「栽培期間中」不使用であることを明示した認証マークを利用する。
- * 有機 J A S 規格の認証を受けたエコ農産物については、有機 J A S マークの並記も可とする。